

〈復刊 7 号〉

【部内資料】2018 年 5 月 17 日発行

★★★★★★★★★★★★★★

栃木県労連 NEWS

★★★★★★★★★★★★★★

発行者 栃木県労働組合総連合（略称 栃木県労連）

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 E-mail: roren.office@totigi.org

TEL: 028-653-1401 FAX: 028-653-1579

定例「9 の日」宣伝～小山 157 回、宇都宮 81 回

5 月 9 日（水）、定例「9 の日」宣伝を実施しました。冬に逆戻りしたかのような冷たい雨の降る中、早朝の小山駅と宇都宮駅で、安倍改憲反対を訴えるリーフや、争議解決を訴えるビラなどを入れたティッシュを配布しました。小山、宇都宮各 5 名が参加し、合計 1,200 枚のビラを、通勤通学する労働者や学生に手渡しました。

6 月の定例宣伝（小山第 158 回、宇都宮第 82 回）は、9 日が土曜日のため、6 月 19 日（火）に実施予定です。多くの皆様のご協力をお願いします。

第 8 回幹事会を開催しました

5 月 10 日（木）18:30 から県労連事務所会議室において第 8 回幹事会を開催し、11 名中 10 名が出席しました。前半はこの間の経過報告、特に春の総行動及び第 89 回メーデーの総括を討議しました。

後半は、当面の活動、共同闘争の推進などを協議しました。当面の行動として、県民ネットワークが 6 月 15 日に予定している集会・パレードへの参加、夏季合宿の開催日程などを決定しました。

夏季合宿（労働学校、わくわく講座開講式）を実施します

上記の第 8 回幹事会で、今年度も夏季合宿を開催することが決まりました。詳しくは今後の幹事会などで検討していきますが、大まかな日程と場所、内容は以下の通りですので、今のうちに日程調整して多くの皆さんの参加をお願いします。

日程；7 月 21 日（土）午後～22 日（日）正午まで

場所；ニューみくら（地方職員共済組合栃木県職員会館）

内容；21 日（土）午後、第一講座（講師は全労連関東甲信越ブロックに依頼）

講演の後、分散会を予定

夕方から夕食交流会及び服部弁護士を囲む会

22 日（日）午前、第二講座（講師は八幡山法律相談所・服部有弁護士）

備考；全労連「わくわく講座」の開講式及び第 1 章の学習を兼ねますので、受講者は必ず参加するようにお願いします。

9 条改憲 NO！ 県民ネットが 2 つの行動を提起

安倍政権は様々な疑惑を追及されながら、今なお 9 条改憲に執念を燃やし、国民投票法の改正などを足掛かりに改憲を進めようとしています。この重大な動きに対して、県労連も加盟する「戦争法の廃止と立憲主義の回復を求める栃木県民ネットワーク（略称；県民ネット）」は、何としても改憲を阻止するため、次の行動を呼びかけています。

（１）6.15 県民パレード（仮称）

日時；6 月 15 日（金）18：30～ 場所；栃木県総合文化センター（サブホール）

平日の夕方ですが、短時間の集会の後、東武までパレードを行ないます。

各自、プラカード、旗、ライトなどを持ってお集まりください。

（２）「憲法 9 条を今のまま次の世代へ」意見広告

8 月 15 日（終戦の日）に、目標 3,000 名の賛同者から 1 口 1,000 円（以上）ずつの賛同金を集め、下野新聞に意見広告を掲載します。県労連議長をはじめ諸役員がこの「呼びかけ人」に加わっています。それぞれの組織においてこの運動を周知し、賛同者を募っていただきますようお願いいたします。

なお、呼びかけ人も引き続き募集しています。各組織役員等でお名前を出して頂ける方の協力をお願いします。

【記事募集】

各組織から、このニュースに掲載する記事を募集します。

地域や職場の取り組み、運動の成果、行動への参加呼びかけ等、県労連全体に発信したいことであれば何でも結構です。必ず組織名、役職、氏名を明記してメールまたは FAX でお送りください。

ただし、内容によっては掲載をお断りする場合や、一部編集して掲載する場合があります。また、発行は不定期ですので、その点をご理解いただければ幸いです。

栃木県労連事務局